

平成 26 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

# 議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 26 年 8 月 1 日 (金)  
午後 2 時

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号  
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

# 平成26年度第1回 大阪府都市計画審議会

## 議案書目次

議案番号	案件名	ページ
382	東部大阪都市計画道路の変更	1
383	東部大阪都市計画公園の変更	13
384	南部大阪都市計画公園の変更	17
385	東部大阪都市計画区域区分の変更	21
386	南部大阪都市計画区域区分の変更	25
387	産業廃棄物処理施設の敷地の位置 (建築基準法第51条ただし書き)	29
388	大阪府における都市計画のあり方(諮問)	33

議 第 3 8 3 号

総 計 第 1 2 0 6 号

平成26年7月18日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画公園の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画公園の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画公園中、7・5・227-1 号枚岡公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊公園	7・5・227-1	枚岡公園	東大阪市東豊浦町、 山手町及び出雲井町 地内	約 42.0ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

東部大阪都市計画公園 7・5・227-1 号枚岡公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年 3 月策定）」に基づき、公園緑地としての必要性及びその機能の代替性を評価した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行うものである。

また併せて、一部区域の境界の整理を行った結果、本案のとおり都市計画を変更するものである。

議 第 3 8 4 号  
総 計 第 1 2 0 5 号  
平成26年7月18日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画公園の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 南部大阪都市計画公園の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画公園中、9・5・208-1号二色の浜公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
広域公園	9・5・208-1	二色の浜公園	貝塚市沢、脇浜、脇浜四丁目、二色三丁目及び二色南町地内並びに沢及び二色南町地先	約 42.5ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

南部大阪都市計画公園 9・5・208-1 号二色の浜公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」（平成 24 年 3 月策定）に基づき、公園緑地としての必要性を評価した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行うものである。